2021年1月7日

会　長　談　話

～新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出等に関して～

日本証券業協会
会長　鈴木　茂晴

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府より、緊急事態宣言が発出されました。

こうした事態を受け、証券業界では、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止のため、職員の出勤は必要最小限にとどめつつ、インターネット、コールセンター等のリモート機能を最大限活用して、必要な業務を継続して参ります。また、窓口業務などの対面の業務を継続するに際しては、予約制の導入など十分な感染対策に努めつつ、顧客の皆様の要望を踏まえた対応を実施して参ります。

併せて、このような業務態勢のもとで事業継続を行うことで、我が国の重要なインフラの一つである証券市場の継続的かつ安定的な機能維持に努めて参ります。

証券業界では、昨年春以降、手続きのペーパレス化・デジタル化を推進する観点から、書面・押印・対面を要する業務の見直しを行っているところであります。加えて、令和３年度与党税制改正大綱では、税務手続きのオンライン化などが図られることとなりました。このような業務態勢のもと、投資者の皆様の売買取引等につきまして、従前どおり、円滑かつ速やかに執行されるよう万全を期す所存です。また、企業の資金調達、市場取引等についても、引き続き適切に対応して参ります。証券会社の顧客の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以　上

○　本通知に関するお問い合わせ先：
　日本証券業協会　政策本部 広報部（TEL 03-6665-6762）

10/4は証券投資の日
とうしくん